

軽油引取税免税証の取扱いについて

免税証とは、軽油を軽油引取税が免除された価格で購入するための券です。免税証は、交付を受けた人しか使用できません。紛失や盗難を避けるため、鍵のかかる場所に保管しましょう。また、免税証を他の人に譲り渡す行為や、ガソリンスタンド等の販売店に預ける行為は絶対にしないでください。

①免税証は自分で大切に保管してください。

免税証は、交付を受けた人しか使用できません。紛失や盗難を避けるため、鍵のかかる場所に保管しましょう。また、免税証を他の人に譲り渡す行為や、ガソリンスタンド等の販売店に預ける行為は絶対にしないでください。

②免税軽油は免税証と引換えに購入してください。

免税証と免税軽油は、給油の都度、同数量を引換えしてください。免税証の交付前に給油した軽油は免税の対象にはなりません。

③免税軽油は法律で認められた人が法律で認められた機械にしか使用できません。

免税軽油は他人に譲り渡すことはできません。また、認められた機械にしか使用できません。例えば、船舶の使用者の場合、免税軽油を使用できるのは船のエンジンのみであり、網などを運びリフトや貝を煮るボイラーには使用できません。

お問い合わせは、下北地域県民局県税部課税課まで 電話 0175 (22) 8581 内線208

～東北電力からのお願い～ 愛犬をつないでおいてください。



最近犬を飼うご家庭が増えるにしたがって犬による事故が急増しております。また、電気のメーター付近に犬が繫留されていたり、放飼いになっておりますと検針が出来ない場合が発生いたします。つきましては、日頃の管理には十分注意いただいていると思われませんが、首輪や鎖などの点検も含めて、危険防止のため愛犬を確実につながれますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、つなぎ場所は、玄関先やメーターの下を避けてください。併せてお願いいたします。

東北電力(株)むつ営業所 TEL 22 - 9158

◆むつ科学技術館だより◆

【無料イベントのお知らせ】

むつ科学技術館では、10月22日(日)に「原子力の日イベント」を開催します。当日は入館無料で、映画上映や工作教室、探求コーナーなど皆様に満足していただけるイベントを考えておりますので、ご家族やお友達と一緒に遊びに来て下さいね！その他、イベントの詳しい内容については、お気軽にむつ科学技術館へお問い合わせください。

【10・11・12月探求コーナーのお知らせ】

10月から『光の不思議な世界を調べよう』に替わり『電気の不思議を調べよう』を開催します。開催日は、毎週日曜日です。ご予約や参加費は必要ございません。

超低温の世界を調べよう 11:00～11:30

電気の不思議を調べよう 15:00～15:30

【10・11・12月コミュニケーションシアターのご案内】

10月から上映メニューが変わります。新しいメニューは以下の通りです。当館にお越しの際は、コミュニケーションシアターへも足を運んでみてください。

『ごきげんなライオン (他3話・30分)』

10:00 / 12:00 / 14:00

『世界七大秘境～世界の七つの未開地を探る (39分)』 大人の方向けのソフトです。

10:40 / 12:40

上映ソフトは変更になる場合もございます。

【問い合わせ先】

むつ科学技術館 TEL25-2091 FAX25-2092

【URL】 <http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm>

特別障害給付金制度について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

(障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額 (平成18年度)

障害基礎年金1級相当に該当する方:月額49,850円 (2級の1.25倍)

2級相当に該当する方:月額39,880円
支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。経過福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行っています。


原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日(平成17年4月1日)に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

パロマ工業株式会社に対する緊急命令について (消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令)

パロマ工業株式会社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器7機種には製品の欠陥があると認められることから、経済産業省は同社に対し、平成18年8月28日付けで消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品の点検及び回収、消費者への注意喚起、点検及び回収状況の報告を行うよう、緊急命令を発動しました。

担当:経済産業省商務情報政策局製品安全課
TEL:03-3501-4707(直通)

対象機種の一覧

| | |
|------|---|
| 製品名 | ガス瞬間湯沸器 |
| 品番 | PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F、PH-161F |
| 表示位置 | 製品側面にある機器型式プレートを御確認下さい。  |
| 製造年月 | 昭和55年～平成元年7月 |

いままでの経緯は、経済産業省の発表をご覧ください。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/contents/kinkyu/kinkyu_index_2.htm
該当製品をお持ちの方は、至急、パロマ工業株式会社にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル(無料) **0120-314-552**
(土・日・祝日を含む24時間受付)